

豊川市監査公表第14号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年2月17日

豊川市監査委員	井	田	哲	明
同	鈴	木	篤	男
同	星	川	博	文

別紙

定例監査（学校）の結果に関する報告

1 監査の対象施設及び所管部署

(1) 対象施設

千両小学校、八南小学校、平尾小学校、御津北部小学校、
御津南部小学校、中部中学校、御津中学校

(2) 所管部署

教育委員会庶務課、学校教育課、学校給食課

2 監査の範囲

令和6年4月1日～令和7年8月21日

3 監査の実施期間

令和7年7月7日～令和7年8月21日

4 監査の方法

監査の対象部署からあらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

ア 準公金の取扱事務について

(2) 一般項目

ア 予算執行状況について

イ 収入未済の取扱事務について

ウ 備品等の管理に関する事務について

エ 受託事業に関する事務について

オ 公金の取扱事務について

カ 庶務その他事務について

5 監査の実施場所

御津中学校及び豊川市役所監査委員室

6 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【千両小学校】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【八南小学校】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【平尾小学校】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【御津北部小学校】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

御津北父母教師会及びP T A特別会計の預金通帳について、口座名義人が個人名ではなく、団体名となっていた。P T A会計事務処理マニュアルでは、「開設する預金口座の名義については、会長名または会計担当者名で行なわなければならない。」となっている。そのため、同マニュアルの規定に沿うよう改善されたい。

【御津南部小学校】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

御津南部小学校P T A図書会計及び御津南部小学校P T Aバザー会計の預金通帳について、口座名義人が個人名ではなく、団体名となっていた。P T A会計事務処理マニュアルでは、「開設する預金口座の名義については、会長名または会計担当者名で行なわなければならない。」となっている。そのため、同マニュアルの規定に沿うよう改善されたい。

【中部中学校】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【御津中学校】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

御津中学校PTA会計及び御津中学校PTA特別会計の預金通帳について、口座名義人が個人名ではなく、団体名となっていた。PTA会計事務処理マニュアルでは、「開設する預金口座の名義については、会長名または会計担当者名で行なわなければならない。」となっている。そのため、同マニュアルの規定に沿うよう改善されたい。

【教育委員会庶務課、学校教育課、学校給食課】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。なお、次の点に留意が必要である。

(2) 意見

PTA会計及びPTA特別会計の預金通帳について、口座名義人が個人名ではなく、団体名となっていた事例が見受けられた。そのため、市内小中学校に対し、PTA会計事務処理マニュアルの周知徹底を図られたい。